

**RG 救対**

**ニュース No. 4**

もくじ

巻頭言	2
獄中からの二度目の報告	6
交番の「おまわりさん」は	
果して「道案内人」なのか？	10
B君への手紙	13
編集委員会に	
寄せられた手紙から	14
△近況報告▽	15
意見陳述	17
坂井与直	

# 卷頭言

われわれは、政治警察の攻撃と闘い、党建設に従属させていくつかの公判闘争を闘わねばならない。そのうちでも統一公判闘争は重要な位置を占めている。われわれは統一公判要求、統一公判闘争についての意義をしっかりと把握しておくことは緊要の任務だと考えている。

△事件の目的の同一性V・A数人が関連する同一事件V・A同一組織V・A同一時期の事件Vといふことから統一公判は当然であり、すでに被告たる五名の同志(大杉、疋田、壬生塚、藤沢、大賀)は二度にわたる併合審理要求の上申書を提出し、弁護団も強く請求したにもかかわらず、裁判所(特に刑事二三部)は統一公判を拒否し、分離公判を強行しようとしている。

大賀同志の係属する刑事一三部の石田裁判官は、何んと「特殊なケースである」・「他の被告から影響をうける」という法理的正当性の全くない、結局は五名の同志に対する予断と偏見にみちみちた理屈でもって、統一公判を拒否し、分離公判を強行しようとしたのだが、三月一四日の第一回公判を大賀同志の出廷拒否の實力闘争と弁護団の粘り強い事前折衝によって打ち破られ、かろうじて、形式的な次回期日指定のみでおわる公判(?)を独演したのであった。

石田裁判官は、その事前折衝の際、「被告、弁護人ぬきで手続きを進める」なる威嚇発言を弄してきた。そして、大賀同志に対する「召喚状」では、わざわざ「公判期日に出席拒否した場合不出頭のまま審理します」と付記している。そして、東アジア反日武装戦線

トの階級闘争の一つの戦場として、われわれの共産主義的見解と革命党の宣伝・煽動の場として闘いとられなければならない。決して、かつて日本共産党が行なったやり方、すなわち「警官隊の挑発にもとづく偶発的事件だから無罪である」(モーデー事件裁判)、「自分は本来非暴力主義者であり、党の軍事方針にも同調していなかったから無罪である」(破防法第一号裁判)とした無罪獲得方針をとってはならず、また急進民主主義、反スターリン主義の国家権力が「悪い」ことをしているから抵抗し闘うことは正当であるという「行為の正当性」論という立場をとってはならない。(勿論、われわれは、個々の具体的事情を勘案して、無罪を主張したり、「行為の正当性」を主張したり、また有罪を主張したりする場合もあることを認めるものである。

かつて、一九一四年一月にレーニンは、次のように語った。「同志たちは、非合法組織の問題については、証言を拒否すべきであり、世界的な情勢を理解し、ソアリズム一般にたいしてはもとより、ありとあらゆる色合いの社会排外主義にたいしても、敵意をもつ、社会民主主義の見解を率直に述べるために、公開の法廷を利用すべきであった。」(「ロシア社会民主労働者議員団の裁判はなにを証明したか」レーニン全集第二二巻)

われわれは、このレーニンの立場を現代的に継承すべきである。つまり、「非合法組織の問題」は「証言を拒否し」、「世界的な情勢を理解し」資本主義はもとより、「ありとあらゆる色合いの社会排外主義にたいしても」、「社会帝国主義に對しても」、「敵意をもつ」共産主義的見解を「率直に述べるために、公開の法廷を利用すべき」である。

以上の公判闘争に対する原則的態度をふまえた上で、われわれの

の裁判でみの原裁判官は刑訴法二八九条(必要的弁護)に「弁護人がいなければ開廷することはできない」と規定されていることに違反して欠席裁判強行の暴挙をなし、大衆の怒りと憎しみをかきたのであるが、石田裁判官もまた、このみの原裁判官のやり方にならない、同様の刑訴法違反の暴挙をなそうというのか。だが、そうするものなら、やってみるがよい。そうすればそうするほど、裁判所と裁判に対する「見せかけの独立性」・「公正さ」及び民主主義的幻想を自らの手ではぎとり、資本家階級の被抑圧階級に対する階級支配の道具としての姿をあらわにし、労働者階級と勤労大衆の怒りと憎しみをよびおこし、燃えあがらせ、党と労働者階級によるブルジョア国家権力の打倒とプロレタリア独裁権力樹立の事業をますます促進してくれるであろう。

われわれは、このような裁判所の統一公判拒否、分離公判強行攻撃に対して、しっかりとわれわれの統一公判要求の立場を堅持し、闘わねばならない。

われわれは、単に法理的に正当性があるから統一公判を要求するというのではなく、党建設と党の公判闘争の方針を貫徹するという点からいっても、そして、労働者階級をはじめとする被抑圧大衆の民主主義闘争に対する共産主義者の義務を果するいう点からいっても、統一公判要求を闘わねばならないということを明確に把握しておかねばならない。

われわれの公判闘争の一般的指針は、まず第一に、獄内外の同志たちの固い団結の下に敵ブルジョア国家権力の爆取適用・組織破壊・転向強要攻撃を打ち破って、党建設の新たな段階をかちとることにかなるものでなければならない。第二に、公判廷をプロレタリア

宣伝・煽動の観点で、明らかにされなければならない。この点に關しては、『敵対ニュース』第三号に「系統的な宣伝の観点」としてまとめられている。ここでは触れないが、参照して欲しい。

われわれは統一公判闘争の特殊性すなわち「爆取一条違反関係者の裁判」であることをふまえ、この統一公判闘争が、RGの実践の経験を総括し、更に確固とした政治軍隊としてのRGを建設し、RGの指導性をうたててすることに寄与せねばならぬ点を認め、先の「系統的な宣伝」の六つの観点をふまえそれを具体化し、ないしは強調し、またはつけ加えるものとして、以下の諸点をあげておいても良いであろう。

(1) 第一次RG、第二次RGそして、党建設の第一段階、第二段階のRG建設とその実践を総括し、政治局・軍事委員会・RG・政治軍隊を党中央として非合法党を建設する路線を堅持し、党建設の新たな段階を準備する。

(2) 七一年秋の革命戦争の開始と党派闘争・党建設の歴史的正当性を明らかにし、その総括と教訓を階級戦争としての革命戦争の発展のために役立てる。その際、マルクス・レーニン主義の国家学説と結びつけられた暴力革命の原則、革命戦争の必要性と不可避性についての思想を鼓吹する。

(3) 党建設の第一段階、第二段階における政治警察との闘争の方法と弱点について総括し、特に政治警察の組織破壊攻撃の手法の実態を暴露し、秘密活動の習熟に役立てる。

(4) 政治警察・検察の取調べにおける拷問と自白強要・転向強要攻撃の手法の実態を明らかにし、それに対するわれわれの闘争の経験と教訓をプロレタリアートの前に明らかにし、強固な思想性を

うたてていく糧とする。

(5)以上の諸任務は①爆取の違憲性②目的罪批判③告知義務・隠避罪批判④証拠調べにおける供述の任意性についての争い等々と結びつけられても行わなければならない。

(6)更に、以上の任務の実現のために、そして党のいくつかの公判の中で、統一公判の占めている重要な位置からいっても、訴訟手続において有利な条件をかちとる闘争と結びつけられる必要がある。 (統一公判もそのような闘いの一つであること)

#### (四)

この裁判は階級裁判すなわち革命戦争に対するブルジョアジーの政治的報復であり、現代の司法における階級抑圧と階級闘争との現われである。

われわれの統一公判の要求は、六九年の東大裁判闘争、四・二八闘争裁判、一〇一一一月闘争裁判における統一公判要求闘争の地平を継承するものである。

アジアにおける(特に東アジアにおける)日米両帝国主義の金融寡頭制支配の強化、侵略・反革命戦争準備に対するプロレタリアー、勤労大衆の怒りと憎しみ、諸戦線における闘争、日本帝国主義打倒、プロレタリア独裁樹立の革命闘争は発展しており、それらに対する帝国主義国家権力のますます階級性をあらわにした諸攻撃・革命党組織破壊攻撃・排外主義・域内平和攻撃、「民間反革命」育成攻撃・政治活動の自由の破壊等々が進んでいる。「司法の反動化」は、これらの諸攻撃と並んでおこなわれている攻撃であり、われわれの統一公判要求闘争は、この「司法反動化」攻撃に抗する闘いの一つでもある。

この「司法の反動化」の本質的特徴は、かつてある法曹が次のよ

この訴訟手続きの「反動化」は、一方で「訴訟促進」「裁判の事務処理化」政策の下に「裁判官の負担の軽減と刑罰権の早期実現」という国家的目的の実現」を計ろうとするものであり、そのため職権主義的な訴訟指揮権の行使を伴うものであり、これらは他方での「法廷秩序維持」政策と結びついて、憲法、刑法で保障されている被告の「公正な裁判」をうける権利、防禦権、弁護権を制限、破壊し、当事者主義の精神を否定していくものとなっている。

これらの政策にもとづく諸弾圧を列挙しておこう。①事前折衝拒否②予断排除の原則無視の統一公判拒否・分離公判強行③欠席裁判強行④被告人、傍聴人への不当な横暴を許容する法廷警察権行使⑤裁判公開原則の破壊(退廷命令・傍聴制限等々)⑥弁護人に対する懲戒、監置処分、更には検察庁と結託しての⑦接見禁止⑧保釈不許可・長期勾留(これらは「起訴」有罪」論からする未決の被告に対する実際上の刑罰の先取りの実施になっている)その他挙げたいけ

ばきがないであろう。

われわれの公判闘争は、以上のような「司法の反動化」に対する被抑圧大衆の民主主義闘争の一翼となるものでなければならぬ。またわれわれの公判闘争は、爆取撤廃・適用粉砕、裁判の事務処理化・刑事喜劇化反対、長期勾留・接撃攻撃粉砕の闘いと共に、救援連絡センター、爆取救援会等の反弾圧運動、救援運動にたずさわ

#### (五)

われわれは、党の公判闘争に対する任務を実現する有利な条件をかちとり民主主義闘争に対する共産主義者の義務を果すものとしての統一公判要求について論及してきたわけだが、次に、その法理論の正当性について簡単にふれておこう。

うにのべた言葉によく表わされている。即ち「裁判官は検察官と同質化し、裁判は治安目的達成のための単なる儀式に堕してしまふ」(法律時報一九七〇年六月号)

更に、「司法の反動化」は具体的にどのような形で進行しているであろうか。

第一に、七〇年五月三〇日に当時の石田最高裁判長が「左翼思想をもつた人間は裁判官として適さぬ」と述べたことがあるが、裁判官自身の「反動化」、反革命化であり、「反動的」反革命的裁判官の育成である。このような政策の結果が、鬼頭のような判事補の登場ともなれば、この政策のおぞましさがわかるであろうものである。

第二に、判決内容の「反動化」である。帝国主義ブルジョアジーの利益に奉仕する法解釈にもとづく判決を下しているということである。例えば、最近の二月一七日の百里基地裁判の判決がそうである。「統治行為論」の立場から「自衛隊が自衛戦力以上にあたるか否かについての判断は司法審査の対象にならない」とし、「憲法第九条は自衛目的の戦争まで放棄したのではない」という判断を水戸地裁は下したが、この判断と三月二二日の日米共同声明での「新々韓国条項」すなわち「日本および東アジア全体の安全のために朝鮮半島における平和と安全の維持が引き続き重要であること」そして自衛隊が「新三矢研究」を公然と計画し、最近退役した元陸海空幕僚長の言辭によれば、自衛隊の認識が「海外における日本人の生命財産の保護」のための海外派共の許容にまで至っていること等を重ね合わせて考えれば、先の裁判の判決が侵略・反革命戦争の合法化に一役かっているものとなっていることが明らかになる。

第三に、この点が、われわれが当面問題にしなければならぬ点であるが、訴訟手続きの「反動化」である。

(1)公判の主要な攻防の課題は七一年の革命戦争の開始という点になるであろう。それは思想・政治上の目的と切り離して論じられないし、個人を基礎にしたものではなくて組織的主体を基礎にしたもの、社会的背景をもつたものとして考えられなくてはならず、分離公判は誤りである。(2)関連する事件は「治安を妨げる目的」が同一の共通原因となっていることを含めて各々同一共犯事件であり、訴訟経路上及び防禦活動・弁護活動の集中等々から統一公判が適法である。(3)地裁一三部石田裁判官の分離公判の主張は予断と偏見にみちたものであり、法理的正当性は何らない。

裁判所がとっている刑事手続き政策にもとずいて、強権的訴訟指揮でもって統一公判を拒否し、分離公判・欠席裁判を強行しようとするならば、いたずらにトラブルを招き、裁判所の「公平性」「独立性」に対する大衆の不信を招き、怒りを呼び起すに違いない。

#### (六)

以上、われわれは、公判闘争と統一公判要求とに対する態度を明らかにしてきた。もとより、われわれは、ブルジョア国家権力の一部を構成している裁判所に対して、単に統一公判の法理的正当性を主張して、要求がうけ入れられるだろうという幻想はもちあわせていない。

われわれの緊急の任務は、国際的党派闘争・国際非合法党建設である。社会帝国主義に対する非妥協的精神をもつて、共産主義者同盟の革命的伝統を守り抜き発展させなければならず、あくまでプロレタリアートの階級闘争の観点に立つて闘争し、粘り強く頑強な闘争によって、分離公判攻撃を打ち破り、統一公判要求を貫徹し、党とプロレタリアートに対する責任を果たし、民主主義闘争に対する義務を果さなければならぬ。

(一九七七年四月二八日)

# 獄中からの二度目の報告

正田慎介

(一)

私が獄中からの報告を書くのは、これで二度目である。一度目は、我々が党名を改称し、新たな出発をして間もなくの、七二年二月のときであった。当時の我々は、党建設の第一段階から第二段階への移行期にあり、いまだ階級闘争に対するマルクス主義の原則の復権をはつきりと打ち出しておらず、スターリンの基本組織細胞とする経営細胞論を批判し、レーニンの中央集権主義の思想を復権し、P B Y B・R G II 政治軍隊を党中枢として建設する組織路線を確定したばかりのときであった。

政治警察は、極左暴力取締本部を発足させ、革命戦争派への攻撃にのりだし、我々はこの政治警察との闘いのまっただ中で、第二段階への歩みを進め、連合赤軍との党派闘争、その後の清算派との党派闘争を遂行し、国際非合法党の建設を推し進めることができた。

今日、我々は、党建設の第二段階の途中で受けた政治警察の攻撃をはねかえし、新たな段階を切り拓きつつある。七二年のときと同様に、政治警察、そして検察、裁判所、監獄との闘いの中で、我々は、自己を打ち鍛え、飛躍することができると、そうしなければならぬのである。

昨年十月、確かに、我々は敵に先手をとられた。しかし、それはただ単に、何名かのメンバーを獄中に隔離することができたにすぎない。我々の反撃は直ちに開始され、獄中、獄外の固い団結の下、党建設の闘いは継承されている。政治警察の当初の目的は打ち砕か

れ、それはただ、プロレタリアートの経済的解放のためにブルジョアジーを打倒し、ブルジョア国家権力を粉砕してプロレタリアートの独裁を樹立しなければならぬ、国際非合法党を建設しなければならぬという我々の路線の正しさを、広範なプロレタリア、被抑圧大衆の前に明らかにする絶好の機会を与えてくれたにすぎないものとなっている。ブルジョアジーの手先共は、革命戦争の烈火の中で、粉々に砕かれてしまおう。自らの未来を、我々の闘いの中に垣間みて、本能的な恐怖にかられ、絶望的なあがきをくりかえしているわけである。このことを、私は、私の逮捕、「取調べ」、そして今日に至る獄中活動の中で、はつきりと確認することができた。次にそのいくつかを報告しておこう。

(二)

すでに「R G 救済ニューズ」の中で紹介されているように、私は、まず爆発物取締罰則9条で、昨年十一月十三日に逮捕された。その容疑事実とは、「被疑者は、共産主義者同盟R Gの構成員であるが……。数回にわたり、同派の秘密活動の実態、あるいは警察の動向等に関する報告書類を作成、これを右竹内に送付し、同人の逃走を容易ならしめ、もって犯人を隠避したものである」というものである。実におもしろいではないか。「秘密活動の実態、警察の動向等」を報告したことが気に入らないというのだ。敵はレーニンの次の文章を知っているのである。レーニンは「同志に与える手紙」の中で次のように述べている。

「委員会に対して定期的に報告すること、これらの報告のできるだけ多数のものについて、内容のできるだけ多くの部分を中央機関紙に通信すること、……報告がなされ、連絡リストが伝達されたときにはじめて、あるサークルに伝わっている党員が自己の義務をはたしたとみとめることができる」(全集六巻P二四七)

私が、レーニン主義に学び、党に対する義務を果そうとしたことが罪になるという。ブルジョアジーの手先としては、実に正直に、その本音を述べているのである。レーニンの中央集権主義の思想に学び、「指導の中央集権化と党に対する責任の地方分散化」の原則を実施するためには、党内公開制、党中央に対する規則的な報告が不可欠である。このことの正しさを、敵政治警察は、私の逮捕状でもつてはつきりと証明してくれたというわけだ。

次に、私の取り調べの中においては、何よりも、我々がP B Y B・R G II 政治軍隊を党の中枢として、職業革命家の組織を建設していることの正しさを証明してくれた。私を取り調べた刑事は、我々が、「働いていないのに、カンパを集めている」こと、「びくびくと逃げまわっていると思っていたのに、のうのうと生活していた」こと、「読者の世話になっっていること」に対して最も腹を立てて、しつこく取り上げていたのである。

この私を取り調べた刑事は、私の『赤報』三号に載った報告を、私の前で何度も読み返し、「ここにおまえの気持ちはずべて書いてある。おまえが黙っていても、何を考えているか、みんなわかっているのだ」などと、ほざいていたのだが、その私の「気持ち」がわかればわかるほど、思想的に屈服させることをあきらめざるをえなかったのだ。「刑務所はつらいぞ。出てくるときは、もう若くないのだぞ」などと、私が長期拘留・実刑攻撃に屈服するであろうとい

うはかない願望に頼るか、やけになって、およそ人をけなす日本語はすべてひろうしてどなりまくること、つまり耳と尻が痛くなるといふ拷問を行う以外は何もできなかったのである。そして、どなられる者よりもどなる方が早く疲労するということが明らかになるにつれ(相手は三人だが、それでも彼らの方が早く疲れたのだ)、なんと、おもしろいことに、彼らは取り調べをサボり始めたのだ。上司から定められた時間(朝十時〜夜十時頃まで)がくるまで、彼らはその後ろめたさを「おまえに考える時間を与えてやる」などと言いつくろい、スポーツ新聞を読んだり、彼ら同士でたあいのない雑談をして、時間をつぶすことのみ専念し始めた。ポナスの額がどうの、昔の同僚は出世が早いのだ、上司の悪口、検事の悪口、まるでどこかの三流サラリーマンそのものたいくつな話を長々と始めたのである。

こうして、敵は二十三日間を待たずに、十七日目で再逮捕(一条じ、そして、十二日目で起訴したのである。

この起訴もまた、検察官の全くの悪あがきでしかないしるものである。私は、すでに五年前同じ容疑で逮捕され、処分保留となっていたのだ。一体どのような「新たな証拠」が出たというのであるか。全く公判が楽しみである。すでに周知のごとく、爆発物取締罰則は、自由民権左派の闘いを弾圧するために、明治十七年に太政官布告として天皇と藩閥政府によって公布されたものであり、現憲法に規定される法律ではなく、明治憲法制定以前の「罰則」であるというところから、内容的にも形式的にも今日の憲法に矛盾している(憲法十一条、十九条、三十一条、及び七十三条六号違反というもの)ということは、多くの法曹家によって提起されており、その反動性は、数多くの人々によって暴露されている。我々もまた、今後の公

判闘争の展開の中で、この罰則適用の階級的な本質をことごとく暴露していく予定である。

この罰則は目的罪であり、我々の思想を罰しようとするものであり、同時に一条、三条の他に四条、八条、九条の「治安政策的適用」によって、及びその重刑規定によって組織破壊に利用できること、また、いくらでも恣意的に拡大解釈、乱用できる罰則であるという点において、国家権力にとってはまことに都合のよいしるものであるのだが、そうであるが故に検察官、裁判官などにとっては、ペテン的な言辭をろうしてその露骨さをおおいかくし、つじつま合わせに苦勞せざるをえないものでもあるわけだ。我々は、これまでの爆取被告とその救援会の闘争の成果に学びつつ、このペテン的な言辭つじつま合わせを許さず、ブルジョア国家権力の本質をより一層具体的に暴露していくであろう。当然にも我々の闘いは、共産主義運動の利益に従属して、我々の党建設の闘いと固く結合して闘われるのであり、そうすることによって敵の意図は打ち砕かれるのである。今日に至るもなお悪あがきはくり返されている。裁判所は検事と共に、私を含めすべての獄中同志に対し、接見禁止の処分を行いさらに爆取・放火などで起訴されている四人を含む五名の統一公判の要求に対し、何ら理由を示すことなく却下し続けているのである。ブルジョア法で保障されている「被告の防禦權」をも侵害し、公判闘争に対する妨害を行わざるをえないのは、我々の団結が、監獄の壁をつき破り、打ち固められていることに対する恐怖の表現ではない。こうして我々は敵の攻撃そのものを、逆に我々の成長の糧として、その攻撃の一つ一つに着実に反撃し、党建設の闘いを推し進めているのである。

プロレタリアートを経済的に隷属させているのであり、ブルジョアジーは、国家権力をその階級支配の動具として利用しているからである。「主権在民」「法の下での平等」などの空文句は階級対立の非和解性を隠蔽するものでしかないのである。取り調べ官が、ブルジョア階級の手先として強制的に「雑談」をしかけてくることに對し、これに對しその言葉を信用したことは、このブルジョア国家権力に対する共産主義者の立場をあいまいにするものであった。

さらに、他の箇所でも「自供（＝転向者）」と表現しているように、「自供＝転向」という考え方もまた国家権力に対する急進民主主義者な態度のあらわれである。敵のしつらえた土俵の上に乗っかってしまい、表面的な勝ち負けのみに目を奪われたが故に、「自供」も「転向」と同じようにみえてしまったのだ。「自供」は敵に対する屈服であり、党に対する義務を放棄するものではあるが、決して「転向」と同じことではない。このような考え方は、自供問題を組織問題との関連で正しく解決する道を閉ざすものである。

以上のような欠点は、当然にも組織に対する考え方の中にも表れている。それは「『たった一人になること』こんなことはあつてはならないが、よしんばそうなつても共産同（RG）として行動することが出来る。そのような組織でなければならぬ。敵権力に不当逮捕されることはまさしくたった一人になることであり……」「プロレタリアートの最高の団結形態でありその利益を代表する組織『自分なのだ』というように、政治警察と闘う能力を持った個人の集団として組織を描いており、その団結の質を政治警察と闘う能力という点にもとめているのである。この点に三・六規律の自立主義、能力主義の影響の未克服をみることが出来る。「プロレタリアートの最高の団結形態」「その利益を代表する」と言っているが、こ

さて、次にこの紙面を借りて、私の『赤報』三号の報告について簡単な総括と自己批判を行っておきたい。というのは、あの報告において私は、「中核派の渋谷暴動・三里塚青年行隊・朝霞の赤衛軍・十月社グループ等・全員が自供転向している」と、事実上反することを述べているからである。この点についてはすでに七三年五月五日発行の『赤報』十号一面において「訂正と謝罪」が行われている。しかし、そこでは、事実上反することを訂正せずに『赤報』に載せてしまったことを謝罪しているのみであり、何故に事実上反することが私が書いてしまったのが明らかにされているわけではない。今日の経験は、五年前の私の限界を明らかにしてくれるものでもあつたわけであり、この総括と自己批判は、今回の経験の報告に含まれていることができる。

五年前の取り調べにおいて、私は黙秘を貫徹しつつも雑談には応じてしまつており、「全員が自供転向している」というのは、他ならぬ取り調べ刑事が言っていることであつた。それをそのまま信用してしまつたのだ。このような態度は「取り調べ」が階級闘争の場であり、そこでは国家権力が「勾留」という形ですでに発動されており、その上で直接には、取り調べ官と対決させられているのだということをみることができず、その表面的な取り調べ官との対決という点のみ目を奪われ、何か法に基づいた平等な立場で対決しているという民主主義的な、個人主義的な考えに陥つてしまつて、ことを意味している。階級闘争は決してのつべらばうな、民主主義的な「平等」の基盤の上で闘われるわけではない。なぜなら、資本主義社会においては、生産手段を独占しているブルジョアジーは、

の「最高の団結」の質は、この「利益」は、プロレタリアートの経済的解放を大目的として、そのためにプロレタリアートの独裁を樹立するということにもとめなければならぬのである。組織に対する根本思想である中央集権主義はここから導かれるのであつて、それは「組織＝自分」といつた個人主義的な考え方は相入れないものである。この個人主義的組織観の欠点は、「逮捕されることは、まさしくたった一人になること」という考えによく表れている。我々の団結は、逮捕されたこと位で揺らぐようなものでは決してない。このような考えは、逮捕されることによつて党に対する責任を果すことができなくなつてしまふ。もしくは果さなくてもよいという考えにたつたがるものであり、すでに敵の組織破壊、分断攻撃に半分屈服しているといえる。逮捕されることによつて、我々は新たな形で責任を果さなければならないという位置に置かれるという点にすぎないのであり、プロレタリアートの利益を守り抜くことのみならず、より一層その団結を強化しなければならぬのである。

以上、国家権力に対する急進民主主義的な態度、及び組織に対する個人主義的な考え方が、政治警察に取り調べ官に対するあやまつた態度をもたらした。その結果、五年前の報告において事実上反することを述べてしまつたことを自己批判するものである。そしてあらためて、革共同中核派、三里塚青年行動隊、「赤衛軍」「十月社グループ」及びその関係者の皆さんに、心から謝罪します。

以上をもつて、私からの二度目の報告を終わりたい。

三月十一日 東拘にて

交番の「おまわりさん」は

果して「道案内人」なのか？

大杉 範 夫

(一) 私の取調官の岩間は、例によって取調官ならば、一度は言ってみなければならぬ言葉をついた。「交番のおまわりさんは、どるほうをとらえたり、道を教えたりするのに、爆弾をしかけるとは、とんでもないことだ。」

はたして岩間の言うように、「おまわりさん」は「道案内人」なのか。

(二) 交番の「おまわりさん」は、規則では、外勤警察官という。

「外勤勤務準則」によれば、外勤警察官の任務とは、次のように記されている。

「第17、外勤警察官は、常時、外勤勤務を通じて、公安の維持、生命並びに財産の保護、犯罪の予防並びに捜査及び犯人又は被疑者の逮捕に当ることをその任務とする」とともに、騒擾、災害その他非常事態に際して、制服部隊の一員として、その鎮圧等に当ることを任務とする。」

これによくわかるように「おまわり」(以下このように略す)の任務は、通常「公安の維持」という任務を筆頭に、「生命並びに財産の保護」、「犯罪の予防並びに捜査」、「犯人または被疑者の逮捕」というものである。

このため、「おまわり」は、「立番」とか「見張り」とか称して、

「心構え」がでている。

「第三条 外勤警察官は、常に公衆に接してその職務を執行する立場にあることを自覚し、あらゆる機会を通じて、公衆との融和の増進を図るとともに、積極的な奉仕を行ない、国民の信頼と協力を得るようにつとめなければならない。」

実に、この「道案内」などの「奉仕」は、ていねいな言葉使用の勵行や、清潔な服装をすることなどと合わせて、「国民の信頼と協力を得る」ための手段としておこなわれているのである。

「道案内」などの「民衆奉仕」をし、「民主警察」だの「市民警察」だの言つて、警察のもつ威圧的なイメージをなくそうとして、それほどまでに「国民の信頼と協力」を得たい警察全体の本来の目的とは何か。

(四) 警察法には「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する」のが、警察の目的とある。この言葉自体は、抽象的だが、われわれは次のような事情を経験的に知っている。すなわち、プロレタリアートや労働大衆の闘争が昂揚し、激化すればするほど、政府や警察が「公共の安全と秩序を維持せよ」と声高に叫び、闘争や組織の弾圧に奔走することを。

「公共の安全と秩序の維持」とは、実に、抑圧階級から被抑圧階級に向けられたものであり、結論的に言えば、ブルジョアジーが、プロレタリアートを抑圧することであり、ブルジョアジーを打ち倒す闘争手段と闘争方法をプロレタリアートから奪い取るということなのである。

(五) 資本主義社会において、賃金労働者は、ある時間を無報酬で資本家のために働く(この無償労働はますます増大してゆくのだが)かぎり、自分の生活のために働くこと、すなわち生きることをゆ

交番の前で二四時間立って見張り、警戒し、「警ら」といって「受持区」のある一定のコースを一定の時間帯に、歩いて、または自転車に乗ってまわり、職務質問をしたり、「異常または不審」なことをさがしたり、「犯罪情報」などを収集したりする。そして、「巡回連絡」と言つては、アパートなどに新規の転入者があれば行つて、氏名連絡先などを書いてほしいと巡回連絡カードをわたしたり、家庭、商店、商店、工場など、各戸毎に訪問し、「犯罪の予防」などの「指導」をし、「犯罪捜査及び警備上必要な情報の収集」に当るのである。

この情報収集にあたっては、「おまわり」は「ほめ上手」であり、「聞き上手」であれとされる。

「話術巧者であれ、話術巧者であるためには、まずほめ上手でなければならぬ。人間ほめられて怒る者はない。……およそ『自己およびその周辺』のことについて賞讃されると、ひとは無性にうれしがるものである。うれしくなれば、ひとは無性に話したくなる。……外勤警察官は、ほめ上手になるための修業をしなければならぬ。……聞き上手でなければならぬ。……」(「図解実務読本」より)

このように「おまわり」は、相手をほめ、おだて、うれしがらせて、情報を収集し、自己の任務の一つを果たすのだが、おだてられて情報を与える者は、いい面の皮である。われわれは、こういう「おまわり」の手法も知つておく必要がある。

ともあれ、ここまでみてきただけで、「おまわり」は「道案内」を仕事として行っているのではないことがわかる。「おまわり」は住民との接点に立つて、広範な任務をもつて、活動しているのである。

(三) なぜ、「道案内」をするのか。それは、警察のイメージアップのためである。「外勤警察官勤務要則」の第三条に外勤警察官の

るされている。すなわち、資本家と賃金労働者の経済的利害は全く正反対で非対立的に立対しており、しかも、資本家は生産手段を独占し、労働者は自分の労働力以外の「財産」をもつてはいないという所有関係におかれている。

こうして、ブルジョアジーは、プロレタリアートを経済的に隷属させ、経済的に支配し、そして、この経済的支配を永続化させるために、国家権力を握つて、政治的にも支配している。「常備軍と警察とは、国家権力の主要な武器である。」(レーニン)

プロレタリアートは資本関係の成立と共に、自己の経済的境遇がもたらす様々な困苦に対し、資本家と相争い、そして、政府にもそれらの困苦をとり除く施策の実施を要求する。そして、更に進んでマルクス主義の学説に導かれ労働者の困苦の原因が労働者の資本家への経済的隷属にあるという自己の経済的地位に対する認識をもち、しかもブルジョアジーが政治的特権を利用して、プロレタリアートの経済的隷属を永続化しようとしていることを知るや、自己を政党に組織し、政治権力を握つて、経済的解放のためにたちあがるうとする欲求をもち、そして、その闘争に参加する。(けれどもこのためには、自然発生的との必死の闘争が、必要である。)

従つて警察が、「公共の安全と秩序の維持」と言うとき、プロレタリアートの抑圧のため、党とプロレタリアートの闘争に対して、攻撃するということを、ブルジョア国家権力の主要な武器という立場から表明したものに他ならない。

(六) この警察全体の本来の目的遂行のために、「民衆」との接点にあつて、第一線で冒頭にあげた任務のため活動しているのが外勤警察官通称「おまわりさん」なのである。

このように一般的な任務をもつて活動している「おまわり」が、

例えば、具体的に警備・公安警察との関係でどのようなことをしているのか。(なお「警備警察」とは被抑圧人民の暴力的であれ、平和的であれ、ゲリラ的であれ、そうでないものであれ、大衆行動に對する弾圧と攻撃を役目とし、「公安警察」とは、革命党の破壊、党とプロレタリアートとの結合の分断をこととしていっている。いわゆる「機動隊」は前者に属している。)

「おまわり」は、常に警備・公安情報を収集し、「受持区」に居住している「活動家」の動向を注視している。そして、常に「受持区」をローラーして、住民の巡回連絡カード等を整備し、「公安」のデカが要求する人物の基礎情報を与えたり、あるいは逮捕の際には協力し、便宜を与えるのである。(勿論、われわれの経験から言っても、この「おまわり」の巡回連絡ぐらいのローラーでは、「見破られる」ことのない秘密活動の技術をわれわれは持っていること付言しておく。)また、かつて、六〇年代の終わりに、階級闘争が昂揚したときもそうであったように、この「おまわり」らが特別機動隊として動員され、革命的プロレタリアートや先進的な学生や市民の大衆行動を弾圧したり、「労働争議」や「学園紛争」の際には近くの交番は、その弾圧、攻撃の前進拠点となるのを、われわれは、数多く知っている。

そして、何よりも、この「おまわり」のうちから公安部警察官が生まれてきているのである。私を取調べた警察庁本部公安部の岩間も、三浦も、今(コン)も、もとはと言えば「おまわり」だったのである。警視庁本部のみの公安部だけでも七〇〇名いるらしいが、その殆んどが、「おまわり」の経験者なのである。

岩間が「おまわり」は「道案内人」だと言うとき、この「おまわり」の、ブルジョア国家権力の武装部隊の一員としての階級的性格

を意識的に隠蔽しているのである。

(七) 現在、余裕のうえからかも知れないが、「おまわり」は「民衆・奉仕」とか称して「親切な」振まいをみせて、住民を慰撫しているが、プロレタリアートの階級闘争が、昂揚し激化すれば、一方で日常「おまわり」の意をそねた時に「おまわり」が垣間みせる、あのたけり狂った調子で彼らの「武装した人間の特殊の部隊」としての本性を露骨に発揮するだろうし、他方で、一九七一年一月二三日(二四日の「交番同時爆破」闘争のあとで、多くの「おまわり」が、退職したように、自己の階級的責務に疑問をもつか、動揺するかして、耐え切れずに退職してゆくであろう。

### △読者からの報告▽

ガサ入れて特徴的なことは、部屋にあった機関紙誌の名称をすべてメモし、畳の下、天井、ゴミ袋、古新聞、衣類、本のカバー等のすべてに渡って調べていることです。点バリは、アパート前の道路に夜間にタクシーを装った車でのもの駅でのものがあります。……電話連絡でおかしなことがあって、その手段は中止しました。これは、「会議から文書による交通」の前段的な(あるいは並列した)処置として——私のポストが未確立で住居が合法化されていることにより——暗号をより徹底するとともに複雑化して対応していた時期のものですが、この数ヶ月の内容豊富な闘いは、今後の党建設の新たな段階にむけた多くの教訓を残してくれていると考えます。とにかく、党建設の新たな段階にむけて頭張りしたいと思います。以前からの委任事項は継続してやりとげるようにしています。

### B君への手紙

(1)「救対ニュース」への意見はできていますか?「救対ニュース」への意見は、旧来の会議を軸にした党活動から文書を軸とした党活動への脱却の第一歩としても、その意義を把握しておくべきです。

それは、我々が『同志に与える手紙』をほんとうに学び実現していくことであり、「中央機関紙と党中央委員会にむかつて意見を述べる規則的習慣が多年の実践を通じてつくりあげられていることによつて」と言われている習慣を、我々がこれまでの実践を継承してつくりあげていくことにかかわるものです。このような習慣がつくられてゆく不可欠の手段として党内公開制の問題があります。これは中央機関紙によつても行なわれません。「救対ニュース」へ意見を述べることは、今後の我々の活動の基本的関係においても理解されなくてはならず、今回の特例ではないということになります。

「この機関紙を自分のものとみなし、社会民主主義者——党員——の義務を自覚している人はすべて、合法新聞に對する場合によくみうけられるような考え方や行動のプロレタリア的習慣を、すなわち彼らの仕事は書くことであり、我々の仕事は読むことであるとみる習慣を、これきり永久にすてなければならぬ。すべての社会民主主義者が社会民主主義的新聞の仕事に従事しなければならぬ」レーニン『同志諸君への手紙』全集⑦)ということなのです。

(2)さて、あなたの報告の欠陥を指摘すれば、「秘密活動上考慮されるべき条件」についての回答がほとんどないことです。……中略……秘密活動の経験云々については、その初歩もないというのを除けば、日本の新左翼の共通性においては、ほとんど全部がないとい

うことです。政治警察は、一つのルートを確認することで満足せずあらゆる方面を調べ上げようとしてくるわけですから、一つのルートをも固定的に考えることによつて、秘密活動上の諸問題(技術も)を過小評価することがあつては誤りです。これについてレーニンは「できるだけ嚴重」という表現をしています。

「どうもらしいな」と感じられるものは報告するようにして下さい。又、必要なら策をねつて調査することも必要です。今回の我々の経験によれば、尾行をまき点バリの可能性のある場所を避けることの必要に加えて、情報を組織化し、尾行又は点バリされていることを発見することが一層重要で、(敵が我々の法則を研究するならば我々は敵の法則を研究すればよい)。このような情報が党中央に集計されるなら、我々は一層安全に行動することが可能となるでしょう。

(3)今日の我々は、国際共産主義運動の思想的統合と単一党建設という課題に全精力を費やしています。党派がどれほど混乱していてもプロレタリアートの大衆運動が消滅することはありえませんが、混乱し誤った党派が大衆運動を指導した場合に大衆の党的指導に与える悪影響ははかり知れません。混乱している党派ほど大衆運動にがい合することに力を入れるわけですが、六九一七〇年には極めて切実に感じたであろう党建設の問題に関しては混乱したままです。これでは、階級闘争の歴史的経験は蓄積されず、プロレタリアートがブルジョアジーを打倒するための系統的な組織は建設しようがありません。

六九一七〇年の経過をすっかり忘れ階級闘争の歴史的教訓と党組織が闘いについた非合法組織を清算すれば、国家権力の「サービス」が解除され、旧来の方法で大衆運動を組織することが可能となるで



しようが、実は、この清算こそが政治警察の狙い目なのであり、階級闘争の歴史的教訓とそれを組織的に維持している党派と今日の大衆運動との間を切断することが政治警察の目的なのです。こうして、秘密活動に一層習熟して非法法党と結合することは、今日の階級闘争において決定的な意義をもつことなのです。

(一九七七年二月×日)

### 編集委員会に寄せられた手紙から

「救対ニュース」63を読みました。

政治警察が革命家を根こそぎ捕えることによって党活動そのものを崩壊させようと必至になつており、そのためにはどんな手段でも当然の如くふるまう政治警察、検察庁、裁判所の状態がよくわかります。獄中にいる同志達を長期拘留し、そしてあらゆる制約によって獄中と獄外の分断をはかり組織活動を停止させようとしています。まったくの地下組織による国際非法法党建設へむけての闘いはブルジョアジーにとつて恐怖であり、一日でも早く党組織を崩壊せんとしてきたあせりを隠しきれないでいることは明確です。敵のイライラを我々は冷静にそしてしつかりと見すえ、新たな段階へむけた党建設に大いに利用していきたいものです。

境さんに対する取り調べの報告を読み、以前に「取り調べは女性に対しては特にひどいものがある」ということを聞いたことがありましたが、まさにその通りであつたと思えます。政治警察の彼女に対する態度そのものは彼女を傷つけ自供させる手段であつたとしても、その内容は、現在のブルジョア社会における女性に対する差別

発言であり、ブルジョア自身自身の思想であり、闘う婦人に対する攻撃であるわけです。

そして、「境」という姓に対するあの差別発言、これも又、ブルジョアジーの被抑圧大衆に対する本音であり、闘う朝鮮人・部落民に対するブルジョアジーの挑戦であるとは私は考えます。

我々は、このようなブルジョアジーの吐く言葉に、腹を立てるだけではなく、ブルジョアジーに対する憎悪をさらにさらに燃やすものであり、政治警察が我々にいくら差別・ブルジョアの自尊心をかりたて消耗させようとしたり、ブルジョアの屈辱をあたえて恥かしめたりすることに對して、我々はなんら消耗することもなく、さらに強固な共産主義思想にもとずいたプロレタリア階級の経済的解放のための闘いへと党の下に結集することを学ぶものなのです。

現在の私には、以前よりもさらに高度な組織・政治・思想性が必要であり、そのことを早急に学んでいかなければならないと考えています。そのためには、我々の党建設についてのこれまでのあらゆる面からの内容を把握しなければならぬと思つています。これは、10・13以降の事態についての総括に関し、又、これからの新たな段階にむけた作業とも、切り離れてはいるわけではなく、むしろそのために学習しなければならぬと考えています。

△編集委員会が我妻同志から報告を受けたところによると、山本君の弁護士選任を握りつづいた三浦某は、我妻同志に対し「お前の生れた土地はあれ（『特殊部落』）じゃないのか」と発言している。編集委員会は弾劾する。ところで、差別を利用して共産主義者を社会排外主義者にかえ被抑圧大衆との結びつきを切断しようという手口は、取り調べ室の中にあるだけであらうか？

### △近況報告▽

早くも五ヶ月が過ぎましたが、獄外の同志達、救援センターの間達、弁護士先生方に支えられて、元気に獄中の党活動を堅持し、党に対する責任を果たしています。

四月二五日で三回目の公判を迎えますが、やっと三月二三日付で接見禁止の一部解除を勝ちとり、続いて全面解除を勝ち取りました。

最近の東京地裁の異常な接見禁止攻撃については、『救援』紙上でも明らかにされておりますが、接見禁止は、刑法第八一条を利用した階級的報復です。本質的ならい、獄中者と獄外者とを分断し孤立させることによつて、活動をうばい、転向を強要しようとしているのです。これからも同志全員の全面解除を要求して闘ってきたいと思ひます。

救対ニュース三号で同志たちの報告を読み怒りに燃えています。病気の同志に対する肉体的拷問は許せません。健康な私でさえ、少し体調を悪くしたのですから、そのすごさは想像できます。田中同志の生死をかけた完全の獄中闘争報告に私は多くを学ばなければならぬと思ひます。

一つは、肉体的極限の攻撃を受けつつも、なおかつプロレタリアートの党的精神を堅持し完全を貫く態度について、もう一つは、政治警察の病氣を利用した攻撃に対して具体的にどう闘っていくかという教訓です。この教訓はとても重要です。ほんとうに政治警察は自供を引き出すには手段を選ばないのです。それから恵同志の報告に拍手します。

政治警察が私に対して一番攻撃したのが、女性である部分についてですが、この攻撃が自供を引き出せないことを知るや、次に攻撃したのは労働者である部分についてです。「たいした学校を卒業していない」「頭が悪い」「新平民なんて戸籍に書いてないだろうな」

「論文一つ書く能力がなかったら活動家の資格がない」などと差別丸出し、ブルジョアの能力主義丸出しの攻撃をしてくるのです。要するに番犬共は、労働者や女性、部落大衆が、ブルジョアジーの許容範囲を越えて革命闘争を闘い、非法法党と結合していくことを必死で阻止しようとしているのです。労働者や女性や部落民の人々が職業革命家として、革命戦争を遂行する非法法党建設に参加することは、奴隷の道をふみはずすことなのです。

恵同志のブル犬との、プロレタリアートの党組織問題をめぐる思想闘争の報告を断固支持します。

一九七七年四月一日

境 雅子

私は、二月八日、地下での党活動に従事中、警視庁公安部の数名のブルドッグ共によつて、屈辱的にも逮捕された。（爆取三条）奴らは、私の連絡所を「底引き網」によつて発見し、そこに逆探知器等の電子機材を（民間人をドーカツシ）設置し網を張っていたのだ。私を逮捕した犬共は、私を犬共の巢窟に連れ込み、監禁し、取調べと称して、連日連夜にわたり「自供」の強要を行った。これに對して、われわれは、獄中・獄外の同志、友人、弁護士諸氏の一致団結した強力な闘いを展開し粉碎した。私にとっては獄中闘争は初め

てだったが、先陣の同志達の闘争経験と共産主義的意識とに導びかれ圧倒的に闘うことができた。とりわけ、この闘争に於いて、私は敵ブルジョアとその大共に対するプロレタリアートとしての燃えるような階級憎悪とプロレタリアートの階級の利益の防衛を一切の基礎に据えて闘った。このことこそ、われわれの闘争の力の源泉である。周知のとおり、わが党は、階級闘争に対するマルクス主義の原則を団結の基礎に据え、それを、思想上の最大の党派性にして、いる全世界で唯一の政党である。

「取調べ」期間中、奴らは、私に複雑、多岐にわたる思想闘争と理論闘争を挑んだ。しかし、革命的マルクス・レーニン主義復権の下、階級闘争に対するマルクス主義の原則を団結の基礎に据えて奮進するわが党の前に、奴らの「思想闘争」も、「警察マルクス主義」も大した敵ではないことを改めて確認できたことを報告しておきます。

私の逮捕に際して、今や完全に警察情報に群がるハイエナと化したマスコミは、「R.G.の元自衛隊員ら逮捕」と大きな見出しで書きだした。このことに対して、われわれは彼らに感謝しなければならぬ。なぜなら、かかるキャンペーンは彼らの主観的意図に反して、わが党の軍隊内の宣伝、煽動活動に大きく貢献するものだからです。勿論、自衛隊員も新聞ぐらゐは購読しているのである。だから、彼らが、あの記事をどのように受けとめたかということ想像するだけで、私は楽しくなる。ただ、明言できることは、彼ら自衛隊員及び元自衛官は「R.G.」という組織の存在を知ったばかりでなく、自分たちの身近な存在として、「R.G.」を知ってしまったということである。自衛隊員は自分たちの存在の諸々の特殊性からして、自分たち隊員に関連する記事には異常なほどの関心を示すものである。傲

慢なマスコミには、自衛隊員独特の意識や複雑な気分を理解する能力など持ち合わせていない。ところで、あの記事に狼狽し、苦り切った人がいるとすれば、自衛隊当局であり、警務隊(旧憲兵)の連中であろう。「寝た子を起すな」と。

こうして、政治警察を先兵とした敵ブルジョアとわが党に対する反革命的襲撃は奴らの意図に反して、わが党を革命的プロレタリアートの政党にふさわしい真の革命党へと打ち鍛えてくれているのである。

私は現在、新たな条件の下、新たな党的責任を負って、わが党中央直轄の「革命学校」に入校しています。私は、更に一段とたくましく成長しつつある共産主義者同盟(R.G.)の一員としての階級的使命を自覚し、党への責任を果していく覚悟です。

最後に、親愛なるわが党の同志と友人たちひとりひとりに熱い声なき挨拶を送ります。(共産主義者同盟(R.G.)万才！)

尚、私は、わが党に対して、共感や感心をもっておられる私の未知の同志、友人からのお手紙やお便りをお待ちしています。尚私へのお便りは、「接見禁止中」ゆえ、一旦、当ニュース編集部にお送り下さい。

四月一〇日 我妻正美

私は元気です。獄中でなせる一切をなす決意です。二三日間の感想を一言、「取調べ」とは、ブルジョアの手先達が、強権を背景に逮捕者に思想的屈服と転向を強要し、そして逮捕者はむろん、わが党、さらに労働者階級、被抑圧大衆を侮つてみせ、卑しめ蔑すんでみせ、恥かしくてみせることである。それに対する我々の解答は、被逮捕者による資本家階級への沈黙の憎悪であり、そして何よりも国際非合法党建設の前進である！」

四月一四日 吉田稔一

## 意見陳述

本公判にのぞむ私の基本的態度について述べていきたいと考えます。

まず何よりも昨年十月十三日の一斉検挙。一斉家宅搜索、それ以降の相つぐ逮捕、家宅搜索として行われた、政治警察による我々共産主義者同盟(R.G.)へのなりふり構わぬ弾圧を階級的憤激をもつて、徹底的に弾劾したいと考えます。

そして、私は、この弾圧によって、私とともに逮捕されたすべての同志と固く団結し、獄外の同志としっかりと手を結びあひながら、この弾圧にかけた資本家階級の意図に対決し、本公判をも、ブルジョアに対してするプロレタリアートの階級闘争の場としてとらえ、共産主義者としての断固たる党派性をもって闘い抜くこと、今もなおやむことなく続けられている政治警察の攻撃を断固としてはねかえし、我々が党建設の新たな段階へと突きすすんでいく、そのような闘いの一環として、本公判闘争を闘い抜いていく決意であること、を明らかにしておきたいと考えます。

すでに今日(R.G.弾圧)という名でもって呼ばれるようになって、いる今回の我々共産主義者同盟(R.G.)への弾圧は、今日、国際国内的階級闘争が、一つの歴史的な転換を遂げようとしている局面において、支配階級がこれまでの統合の様式・方法ではやっていけなくなりつつあり、プロレタリアートの階級闘争が、自然発生的な昂場にあつて中において、日本帝国主義者が、非合法の革命政党的存在を恐れ、非合法党とプロレタリアートとの真の結びつき

が作り上げられていくのを恐れて、先行的・予防的に行なつた弾圧であると私は考えています。

この弾圧の特徴は、ロッキード事件とそれから自民党内紛の最中に行われ、天皇在位五十年式典の前という時期を選んで行われたところの、その計画性がまず指摘されなければならぬけれども、何よりも直接には、爆発物取締罰則一条・三条・八条・九条などの乱発、見込み逮捕、別件逮捕の域をも越えた難くせをつけての逮捕と、ほとんど無制限のなりふりかまわぬ家宅搜索に見られるように、この弾圧が明らかに我々の党組織そのものの破壊を狙つたものであり、また我々と我々の支持者、先進的プロレタリアートとの結合を断ちきろうとしたものであることにおいて、徹底的に弾劾されなければならぬものであると考えます。

例を上げるならば、まず私自身に対する昨年十月十三日の逮捕は一九七一年の五件の爆弾闘争に關する爆取一条の容疑での逮捕であり、共謀共同正犯という名目によって、私がこの五件の爆弾闘争を指令したとするものであつたけれども、その「共謀」の日時も場所も、内容も、検察官及び政治警察は一切明らかにすることができなかったのであります。このような見込み逮捕を行う中で、政治警察は結局私を釈放せざるをえなかつた。ところが、政治警察は今度は高村清純君の自供にもとずいて、私を毒物及び劇物取締法違反で再逮捕したのであります。そして、本年に入つて火薬類取締法違反で追起訴を検察官が行つてきた。この追起訴は私の早期釈放を阻止しようとするのみでなく、高村君宅にあつたピクリン酸の一部を火薬

であり、爆発性があるとすることによつて、新たに我々に対する弾圧の口実を作ろうとした策動であり、わざわざ「科学鑑定」なるものをやり直したところの陰謀なのであります。また、爆取八条で逮捕された壬生塚同志の場合には「七五年の一連の爆弾事件の犯人を知りながら、告知しなかつた」というものであり、政治警察自身が、その逮捕をマスコミと結たくして、一〇日間逃げざるをえず、結局、釈放せざるをえなかつたような、根拠薄弱のいいがかりな逮捕であつたのであります。更にこの爆取八条について一言ふれておけば、この条項は、爆発物取締罰則の中でも最も露骨な反革命的条項の一つであり、また政治的民主主義を否定した条項であります。すなわち、告知義務というかたちでのスパイの義務づけであり、革命運動、被抑圧階級の階級闘争の破壊を意図したものであつて、今日の日本の支配階級たるブルジョアジーがたてまえては承認しているところの思想の自由、表現の自由、結社の自由を否定し、武装した革命団体に対する組織破壊を特に意図したものであります。爆発物取締罰則の沿革は、自由民権運動の高揚がその頂点にのぼりつめていつた明治一七年、一連の諸激化事件の発生に対して、なかでも加波山事件における爆弾の使用に対して天皇と藩閥政府が太政官布告として布告したものであります。絶体主義的な革命を目的として、自由民権運動左派を弾圧しようとして制定されたこの爆取は、「治安を防げる」という名のもとに当時の民主主義革命運動を破壊し、(第一条)、政治的煽動を罰し(第四条)、スパイをすすめ(第七条、第八条)、裏切りをすすめ(第十条)、支持者とのつながりを断ちきる(第九条)といったように、革命を目的とした爆弾の使用・製造を取締り・拳証責任まで問ひながら(第六条)重罪をもつて罰しようとしつつ、同時にその爆弾で武装した革命団体の組織破壊を

からさまに意図したものであります。この爆発物取締罰則の性格こそ、今日の日本帝国主義者が、最大限の利用価値を認めるところであつて、今日の爆取を合憲とした最高裁判例に見られるように「治安を妨げる」の概念を「公共の安全」と解釈することによつて、爆取を近代的反革命に利用し、政治的民主主義の否定に陥るうがどうであるうが、なりふりかまわず爆取を適用し革命政党を破壊し、階級闘争が階級戦争へと発展することをおしとどめようとするのであります。今回の我々への爆取弾圧こそ、その典型だつたのであります。爆取九条を利用した逮捕では、我々がこの四月以来、政治警察の動向を調査し、秘密活動の点検を行つてきたこと自体が、七一年以来、爆取三条で逮捕状の出つた竹内同志を隠匿させたことになつたという、この全くのこじつけが、非合法組織における秘密活動それ自体を破壊しようとしたものであることは全く明らかであります。田中同志、疋田同志については、結局爆取九条では検察官は起訴できなかつたことに、これらの逮捕の無制限な性格がはつきりと証明されているのであります。更にまた、この間の一連の家宅捜査についていうならば、ほとんどが午後十時すぎ頃から翌日の午前三時すぎまでといったように、夜間に行われたものであり、拳銃・防弾チョッキ・ナチス棒などで武装し、ドアのチェーンを切断して進入してくるといったものであり、「RG救済ニュース」第一号にも暴露されているように「同志境のところへは同志壬生塚の容疑でガサ入れして、竹内同志の隠匿容疑で逮捕する。同志大賀達雄こと竹内同志のところへは、同志境の容疑でガサ入れして竹内同志を逮捕する」といったことを同じ十月十三日にやってみたり、ガサ入れされた大半の人々が名前も顔も知らなかつた同志壬生塚の容疑で十数ヶ所のガサ入れをやるといった、とにかくどのような理由でもよい

からつけるだけつけ、我々の組織を破壊する材料や、何らかの容疑をデッチ上げる材料、あるいは住所録などが一つでも出てくれば見つけ物というやり方で行われているのであります。更に、政治警察による取調べの内容、方法の悪ラツさを弾劾しなければならぬ。まず秘密権に対する攻撃はどの同志にもあからさまにかけられ、私や壬生塚同志は「自殺せよ」と脅迫され、腎臓病で療養中であつた藤沢同志・田中同志に対しては、病氣につけて、あくどい圧迫が加えられた。田中同志はよく、政治警察の拷問同様の長時間の取調べに耐えて闘つたけれどもこの攻撃によつて起訴の後になつて昨年末には病氣を悪化させ倒れたのである。このこと一つとつても私は煮えくりかえるような怒りと憎しみを政治警察に対して、ブルジョアジーに対して覚えるものである。私は徹底的に弾劾する。そして、更に境雅子同志に対しては女性差別にみちみちた卑劣な言辭が投げつけられた。また山本聖氏に対しては、弁護士選任の妨害が行われた。山本聖氏は、たまたま家宅捜査をうけた際覚せい剤を所持しており、覚せい剤取締法違反で逮捕されたわけだけれども、政治警察はマスコミと結たくして、我々が覚せい剤を資金源にしているといったキャンペーンを行つたのであり、このデマゴギーのためには、山本聖氏が引つた弁護士選任要求を握りつぶすことが必要だつたのであります。起訴の後になつて、山本聖氏が「自分は救済センターの弁護士を選任したのになぜこないのか」と問い正したところ、三浦司郎という刑事は「センターを頼んでも俺は連絡しないよ」「俺達が連絡しなかつたから弁護士は来るはずがない」と放言したのであります。まさに今回、政治警察は、我々の組織を破壊するためには手段を選ばなかつたのであります。

以上のような数々の事実は、今回の我々に対する政治警察の弾圧

の階級性格を如実に示すものであります。私自身、「日本の外でやれ」「RGだけどこかの島に行つて国家をつくれ」「キチガイ」その他ありとあらゆることを取調べの場で言われたけれども、要は政治警察はブルジョアジーに奉仕する武装する人間の特殊な部隊として、我々共産主義者同盟(RG)の存在そのものを憎み、かつ恐れているのであり、また我々とプロレタリアートの結びつきを恐れ、我々をこの世から抹殺したい、あるいは隔離してプロレタリアートから切り離したいという心の底からの願望を持っているのである。その願望を満たすために、今回、政治警察は手を尽くすだけ尽くし、二月七日、八日の二人の同志の逮捕、RG救済への弾圧、二人の同志の容疑とは全く関係のない、獄中の同志からの手紙や差入れ簿などの押収などにも見られるように、今も我々への攻撃を続けているのである。

私はすべての獄中・獄外の同志、弾圧にもめげず、ますます強い支持を我々に与えてくれている多くの人々、先進的労働者とともにこのような弾圧を、徹底的に、満身の怒りをこめて弾劾する。この弾圧を行つた政治警察の指導部は、警視庁公安部長福田勝一、参事官横内基康、公安一課長小黒隆嗣(九月十一日からかつて石川重明)、公安総務課主席管理官舟生礼治といった人々であるとされている。私はこの人々をはじめとするすべての政治警察、検察官、ブルジョアジーに宣言しておく。どのような弾圧も、今日いやが上にも高まりつつあるプロレタリアートの階級の憤激をおしとどめたりなくしたりすることはできない。弾圧が強まれば、ブルジョアジーに対するプロレタリアートの階級の憎悪もまた強まるのである。我々は、今回の弾圧のすべての教訓を汲みつくし、自らを訓練しとけ、より修業を積んだ、熟練した職業革命家として、再びプロレタ

リアートの前に立ち、プロレタリア大衆の中に入っていくことを誓う。我々は必ず、党の新たな再組織、より強固な非合法党として再組織をかちとり、党建設の新たな段階をかちとっていくことを、ここに宣言しておきたいと考えます。

すでに多くの心ある人々の支持は我々に集っております。我々はいがが従来手をつけることのできなかつた新たな戦線をも切り開いて闘いを継続しております。逮捕されたほとんどの同志は完黙を貫ぬき、逆に取調べ中で得た政治警察に辱する多くの情報を党に与え、起訴後もかけられている接見禁止の攻撃をはねのけて、すでに始まっている党建設の新たな段階へむけた闘いに参加しています。病氣その他の不利な条件がある中で、一たん政治警察に屈服してしまつた藤沢同志、大賀同志も、自らすすんで自己批判を行い、今日、痛苦にみちた、しかし真剣な自己批判と総括作業を開始しております。政治警察が破壊しようとした我々の党的団結は破壊されていない。むしろ、新たなより強固な党的団結を我々はかちとろうとしているのであります。政治警察が破壊しようとした我々とプロレタリアートとのつながりは断ち切られてはいない。むしろ新たなより強固な党とプロレタリアートとのつながりを我々はつくり上げようとしているのであります。プロレタリア階級の真の利害を我々が代表しようとして努力するかぎりにおいて、政治警察は、我々を根本的に打ち負かすことはできない。今回我々がうけた一定の、たしかにそれ自体としては大きな打撃といつてもよい打撃にもかかわらず、我々共産主義者同盟（R.G.）は不滅である。我々はすでに新たないくつかの勝利をかちとつた。そして、より大きな勝利へ向けて、我々は足を踏み出しているのだということを、誇りをもって述べておきたいと考えます。

場所に、そのかぎりて発生する。逆にまた、国家が存在しているというところが、階級対立の非和解性の証明なのだ。」（角川文庫版一八P）あるいはまたレーニンに次のように述べております。

「マルクスによれば、国家は階級支配の機関であり、一つの階級が他の階級を抑圧する機関であり、階級の衝突を緩和しつつ階級抑圧を合法化し強固なものにする。『秩序』をつくりだすのである。」（同二八P）

更に、エンゲルスの『家族、私有財産、及び国家の起源』から、もう一箇所引用しておくならば、以下のようにあります。

「国家は階級対立を制御する必要から生じたものであるから、しかしそれは同時にこれらの階級の抗争のただなかで生じたのであるから、それは通例、もつとも有力な、経済的に支配する階級の国家である。」

そしてこの階級は、国家をつうじて、政治的にも支配する階級となり、こうして、被抑圧階級を抑制し搾取するための新しい手段を獲得する。こうして、古代国家は、なによりもまず奴隷を抑制するための奴隷所有者の国家であつたし、同様に封建国家は、農奴、隷農的農民を抑制するための貴族の機関であつたし、近代の代議制国家は、資本による賃労働の搾取の道具である。」（岩波文庫版二二五―二二六P）

今日の日本は資本主義的生産様式が支配的である社会であり、今日の日本においてはブルジョアがプロレタリアートを経済的に支配しております。従つて、今日の日本社会における国家はブルジョア独裁の国家であり、ブルジョア階級の階級支配の機関であります。そして、裁判所は、このブルジョア国家機構の一部を構成しているものであり、本公判は、私に対するブルジョア階級の階級的報復

次に、私のブルジョア国家及びブルジョア裁判に対する態度について述べていきたいと考えます。

私は本公判において私に対して最後のどのような判決が下されるかについては、原則的に言つて、何らかの幻想も期待も持っていないものではありません。なぜならこの法廷はブルジョア法廷であつて、本公判はブルジョア階級の代理人としての検察官が私を公訴し、ブルジョア階級の代理人としての裁判官が私に判決を下すところの、私に対するブルジョア階級の階級的報復を合法化する場にすぎないからであります。

「国家とは、一定の発展段階における社会の産物である。すなわち、国家とは、この社会が解決しがたい矛盾におちこんで、これをみずから取り除く力もない、和解できない対立物に自己分裂してしまつたことの告白なのである。ところで、これらの対立物が、すなわち相争う経済的利害をもつ諸階級が、無益な闘争のうち自分自身と社会とを破壊させないようにするために、外見上は社会の上から立つてこの衝突をやわらげ、それを『秩序』の枠内にたもつべき権力が必要となつた。そして社会から生まれながら社会の上から立つて、このエンゲルスの言葉を引用しながら次のように述べております。」

エンゲルスは『家族、私有財産、及び国家の起源』において以上のように言っております。そして、レーニンは『国家と革命』において、このエンゲルスの言葉を引用しながら次のように述べております。

「国家は階級対立の非和解性の産物であり、そのあらわれなのだ。国家は、階級対立が客観的に和解しえなくなつたとき、まさにその

を合法的に法秩序の名をもつて行おうとするものに他ならないのであります。

私は、政治警察によつて逮捕され、今日東京拘置所に拘留され、身体の自由を拘束されて、決して自らの意志によつてではなく、この法廷に引き出されているのであります。この政治警察あるいは監獄について言えば、警察は常備軍とともに国家権力の暴力行使の主要な道具であり、常備軍とともに、支配階級に奉仕する武装した人間の特殊な部隊であります。また監獄その他の強制施設は、これらの公的暴力の物的付属物であります。私はブルジョア階級に奉仕するこの武装した人間の特殊な部隊によつてとらえられ、今日、東京拘置所という監獄において、身体を拘束されているのであります。検察官、裁判官について言うならば、これは、それぞれ役割は違ふけれども、やはりブルジョア階級に奉仕するところの官僚であります。官僚は公的暴力と徴税権を握ることによつて、社会の機関でありながら社会の上から立つて、その時の支配階級に、今日の日本ではブルジョア階級に奉仕している、あります。

検察官はブルジョア階級の意志を代弁して、法の名において、ブルジョア階級の階級支配の秩序を維持するために警察を指揮し、捜査を行う権限を持ち、また公訴を行い、裁判において公益の名の下にブルジョア階級の利益を代表するところの官僚であります。裁判官は、ブルジョア法秩序の名において、訴訟を指揮し、判決を下すのであつて、司法権の独立の美名の下、あたかもブルジョア国家機構の中でも、最も階級対立から超越しているかのようにおおいながら、ブルジョア独裁の番人となつているのであります。

今日の日本社会は、ブルジョア階級がプロレタリアートを経済的に支配していることによつて成り立つている社会であるかぎり、「

法の前の平等」などということは単なる形式にすぎないと私は考え  
ております。

レーニンは「プロレタリア革命と背教者カウッキ」において、  
次のように言っております。

「どんなに民主主義的なブルジョア国家でも、被圧迫大衆は、資  
本家の「民主主義」によつて宣言される形式的な平等と、プロレタ  
リアを賃金奴隷にする実際の何千という制度や妨害とのあいだのは  
なはだしい矛盾に、一歩ごとにぶつかつてゐる。まさにこの矛盾が、  
資本主義の腐敗や、虚偽や、偽善にたいする大衆の眼をひらかせる  
のである。社会主義の煽動家や宣伝家は、大衆に革命の準備をさせ  
るために、大衆の面前で、この矛盾を不断に暴露してゐる。ところ  
が、革命の時代がはじまると、カウッキは革命に背をむけ、死に  
かけたブルジョア民主主義の魅力を讃美しだしたのである。」(国民  
文庫版三三P)

生産手段を独占し、プロレタリアートを経済的に支配、隷属させ、  
搾取してゐるブルジョアジーと、自からの労働力しか売るべきもの  
を持たず、ブルジョアジーに経済的に支配され、隷属させられ搾取  
されてゐるプロレタリアートとは非対立的に立対してゐるのであり、  
平等、ではありえない。ブルジョアジーとプロレタリアートとを互  
に商品所有者として、人格的に平等と見なすところのブルジョア民  
主主義は、単なる形式にすぎず、ブルジョアジーによるプロレタ  
リートに対する経済的支配をおおいかくすところのブルジョアジー  
のための民主主義なのであります。

レーニンは同じく「プロレタリア革命と背教者カウッキ」にお  
いて次のように言っております。

「現代国家の憲法をとつてみたまえ。国家の行政をとつてみたま

以上のような原則的な観点から言つて、本公判が、私に對するブル  
ジョアジーの階級的報復を合法化する場に他ならないことは明らか  
であります。しかし、更に続けて、今日の日本社会において、ブル  
ジョアジーがどのような手段で、国家権力を掌握し、政治的にも  
支配する階級として行動してゐるかに對しては述べておきたいと考  
えます。

すなわちエンゲルスは「家族、私有財産及び国家の起源」におい  
て次のように言っております。

「最高の国家形態である民主共和制は、われわれの近代的社会關係  
のものとはますます避けがたい必然となりつつあり、またこの国  
家形態のもとのみ、プロレタリアートとブルジョアジーとのあい  
だの最後の決戦も戦いぬかれうるものであるが、この民主的共和制  
は、公式にはもはや財政上の区別をまるで問題にしない。そこでは、  
富はその力を間接的に、しかしそれだけにいっそう確実に行使する。  
一方では、直接の官吏買収の形で、その古典的な見本はアメリカで  
ある。他方では、政府と取引所との提携の形で、この提携は、国債  
が増加すればするほど、また株式会社がかんに運輸だけではなしに、  
生産そのものをもその手中に集中し、さらにその中心点を取引所に  
見出すようにならねばなるほど、ますます容易に達成される。これに  
ついては、アメリカのほか、最近のフランス共和国が適切な一例で  
あり、また愚直なスイスもこの分野ではそれなりの役割を演じてき  
た。」(岩波文庫版二二八―二二九P)

この部分をうけてレーニンは「国家と革命」において次のように  
言っております。

「今日では、帝国主義と銀行の支配とは、どの民主主義共和国に  
おいても、富の全能を防衛し發揮するこの二つの方法を並はずれた

え。集会または出版の自由をとつて見たまえ。「法律のまえての市  
民の平等」をとつて見たまえ。―そうすれば、諸君は、誠実に意識  
あるすべての労働者によくわかつてゐるブルジョア民主主義の偽善  
を、一歩ごとに見いだすであらう。たとえ、どんな民主主義的な国  
家であつても「秩序が破壊される場合に」、すなわち、じつさいに  
は、被搾取階級が、自分の奴隷的地位を、「破壊」したり、非奴隷  
的にふるまうことをくわだてるばあいに、労働者に軍隊をさしむけ  
たり、戒厳状態をしいたりなどする可能性をブルジョアジーに保証  
してゐない憲法上の抜け道、あるいは留保条件の存在しないような  
国は、ひとつもない。カウッキは、恥しらずにも、ブルジョア民  
主主義を美化して、たとえ、アメリカまたはスイスのもつとも民  
主主義的で共和主義的なブルジョアがストライキ労働者にたいして  
なにをやつてゐるかに對しては、口をとじてゐる。」(国民文庫版  
三〇P)

今日、ブルジョアジーは、法治国家の美名の下、何かしら自らの  
プロレタリアートに對する階級支配の道具としての国家が、階級対  
立から超越してゐるかのようないデオロギーをふりまいております。  
我々はこのようないデオロギーの偽マン性を、プロレタリア階級の  
利益を代表する立場から暴露し、ブルジョアジーとプロレタリア  
トとの階級対立はいついかなる時でも、どのような場においても決  
して和解しえないものであること、国家とは、あらゆる階級が他の  
階級を圧迫するための機関にほかならず、プロレタリアートがブル  
ジョアジーを打倒するためには、プロレタリアートはブルジョアジ  
ーの国家機関を粉砕し、プロレタリア階級の独裁する国家権力をう  
ちたてなくてはならないことを、何べんでも繰り返して明らかにし  
ていかななくてはならないと考へてゐるのであります。

技倆にまで發達させてしまつた。」(角川文庫版一一七P)

エンゲルスが一九世紀の末に述べ、レーニンが帝国主義戦争を経  
験する中で述べたこれらの言葉は、今日いよいよをもつて真実であ  
ります。すなわち、ブルジョアジーによる官吏の直接の買収及び政  
府と取引所との同盟―今日では巨大銀行自体が、産業資本と融合し  
て取引所となつており、政府と金融資本との同盟といつても良いの  
であるけれどもこの同盟―という二つの方法によつて、今日の日本  
帝国主義におけるブルジョアジーの政治支配は金融寡頭制支配とし  
て実現されてゐるのであります。

検察官、裁判官のブルジョアジーとの結びつきについて、ロッキ  
ード事件の中で暴露されたいくつかの事実を上げるならば、竹内寿  
平前検事総長、大沢一郎前々検事総長は、小佐野賢治の経営してい  
る国際興業の顧問弁護士となつており、井本大吉という三代前の検  
事総長は、田中角栄の越山会の弁護士となつてゐるのであります。  
田中角栄自身が室町産業その他多くの企業を支配下においてゐるこ  
とは周知の事実であります。あるいは鬼頭判事補の例を上げても、  
大谷貴義万年社社長、毎日新聞社社長、大阪産業大学総長や、松本  
明重、公安調査庁関係グループ、あるいは岸信介の政治団体である  
素心会に支えられながら、関西財界と深くつながつてゐるのであり  
ます。行政権力を掌握してゐる官僚とブルジョアジーとのつながり  
は、天下り人事その他、ロッキード事件の例を上げるまでもなく枚  
挙にいとまがないのであり、検察官、裁判官とブルジョアジーのつ  
ながりも、今、いくつか上げた例は全く氷山の一角にすぎないので  
あります。まさに帝国主義は金融資本による政治の独占を導き、金  
融寡頭制支配を実現してゐるのであります。

帝国主義については、レーニンは「帝国主義論」において、次の

ように言っております。

「経済的には帝国主義（もしくは金融資本の「時代」）とことばが問題なのではない）は資本主義の最高の発展段階、すなわち、競争の自由が独占が交替するほどに、それほどに生産が大規模になり、巨大な規模になった段階である。この点に帝国主義の経済の本質がある。独占はトラスト、シンジケート、その他のうちにも、巨大銀行の全能力のうちにも、原料資源の買いしめその他のうちにも、銀行資本の集中等々のうちにも、あらわれている。経済的独占のうち、すべての問題がある。」

金融資本は自由を欲せず、支配を欲すると言われております。独占資本主義（帝国主義は独占資本主義である）のうえに立つ経済の上層建築は、政治的反動であります。帝国主義においては、少数の独占資本が経済的独占を実現し、また政治を独占する以上、帝国主義は必然的にブルジョア民主主義のたて前自体の否定をとれない、暴力と反動であるのであります。今日の日本帝国主義の暴力と反動への指向がどのようなものであるかは、すでに、我々への政治警察への弾圧それ自身が示しているところでありますが、この暴力と反動への指向は裁判所においても例外ではありません。すなわち、最高裁事務総局の権限の強化と統制、裁判官会議の形骸化と裁判所所長の権限の強化、相次ぐ再任拒否や司法修習生に対する任官拒否、ブルジョア民主主義のたて前を守ろうとする裁判官の地方あるいは家裁への左せん等々、最高裁、東京高裁、東京地裁を中心として、いわゆる、「司法的反動化」はますます露骨に進んでいるのであります。特に、今日の東京における裁判は荒れる法廷であるとか、検事側立証が不十分でいく法廷においては裁判官をほとんど交代させ、事務総局のメンバーを下ろして行く、そして全く事務処理的に裁判

を進める、弁護士や被告の言うことはただ聞いては、言わせただけ言わせて、判決だけは検事の意向にそって下していくといった露骨な傾向がはつきりと出てきているのであって、まさに裁判所のブルジョア独裁の番人としての階級的性格をはつきりさせてきているのであります。

このような事情の中にあつては、なおさらに本公判が、また今回逮捕されたすべての同志に対する裁判というものが、我々共産主義者同盟（R.G.）への、ブルジョア階級の報復を合法化しようとするものであることは明らかであります。以上述べてきたことをしっかりと踏まえるならば、私の本公判における党的任務もまた明らかであると考えます。

私は何よりも我々の党の綱領、組織、戦術の正しさをプロレタリアートの前に明らかにしていく義務があるし、今回の弾圧の教訓を我々がどのように総括し、どのようなかたちで党建設の新たな段階を切り開いていくかというのを明らかにすることによつて、本公判を我々の党の宣伝、煽動の場とし、ブルジョア階級に対する我々の階級の反撃を組織していく、そのような闘いの一環として闘い抜いていかなければならないと考えています。

また本公判が、なお、今日のブルジョア法のたて前に形式としてはいそいつつ、私を裁こうとするものである限り、私は事実関係においても徹底的に争い、裁判官の不当な訴訟指揮があるならば断固として対決し、この裁判の階級裁判としての性格を暴露し、また私がそれに違反したとされる場所の火薬類取締法、毒劇物取締法が、今日果たしている階級的役割を暴露し、批判し、その他公判闘争のすべての分野において、共産主義者同盟（R.G.）の利益と、プロレタリアートの利益を守つて闘い抜いていかなければならないと考え

ます。

以上をふまえて、最後に、今回の弾圧の教訓を、我々がどのように総括し、どのような基本的態度でもって党建設の新たな段階にのぞもうとしているのかについて簡単に数点だけ述べておきたいと考えます。すなわち、以下の六点が我々の今日の基本的な態度でなくてはならないと考えています。

- (一)我々は国際非合法党建設の路線を堅持する。
- (二)一九七一年に闘われた革命的左翼の武装闘争、革命戦争の開始の歴史的正当性を断固として主張する。
- (三)我々の今日までの党建設の地平（第一段階、第二段階）を正しく継承する。
- (四)その上に立つて、今回の弾圧を許した我々の弱点をも正しく総括しより強固な非合法党建設の道を進む。
- (五)全国的政治新聞の計画を実現し、中央集権主義の組織思想にもとずいて、指導の中央集権化と党に対する責任の地方分散化の原則を実現し、秘密の機能の集中と運動のその他の機能の専門化をかちとり、より強固な、系統的な秘密活動をつくりあげ、プロレタリアートのより強固な結びつきをつくりだしてゆく。
- (六)今回の弾圧に対する反撃をバネにして、より広範な大衆とのつながりを確保し、我々の戦線を拡大していく。

以上の六点であります。

すなわち、まず(一)国際非合法党建設の路線について言えば、我々は、十二・一八ブンドのこの主張を継承し、一九七一年秋の烽火一派、旧神奈川左派との分派闘争を闘う中で「スターリン主義打倒、反スタルクス主義止揚、革命的マルクス・レーニン主義復権の旗を更に高くかかげ、国際非合法党を建設せよ」のスローガンをか

かけて、共産主義者同盟（R.G.）への党名改称を行ったのであります。

ここには今日の国際共産主義運動に対する我々の立場が示されているのであり、新たなインターナショナルの運動に対する我々の立場が示されているのであります。また、今日の日本階級闘争における諸潮流に対する、我々の基本的評価が示されているのであります。我々は何よりも今日、更に更に、革命的マルクス・レーニン主義の復権の闘いの重要性を強調し、国際非合法党建設の路線を堅持して進んでいかなければならないと私は考えております。

次に(二)一九七一年秋に闘われた革命的左翼の武装闘争、革命戦争の歴史的正当性及び(三)我々の今日までの党建設の地平（第一段階、第二段階）の継承に関して言えば、まず一九七一年秋の革命的左翼の武装闘争、革命戦争は、何よりもプロレタリアートがブルジョア階級を打倒するということがどういふことなのかという問題また、プロレタリアートがブルジョア国家機構を粉砕し、プロレタリア階級の独裁する国家権力を樹立するということがどういふことなのかという問題を、真に現実的な問題として提起したことにおいて、その正しさが主張されなくてはならないと考えます。更にまた同様に、プロレタリア階級の独裁する国家権力をテコとしてプロレタリアートが遂行すべき、社会革命、共産主義革命の内実を、具体的な問題として問うものとなったことにおいて、その正しさが主張されなくてはならないと考えます。いわゆる革命戦争派、特に赤軍派及び日本共産党革命左派の諸君と我々共産主義者同盟（R.G.）との間に、綱領闘争が発生したことは偶然ではないのであり、ブルジョア階級に奉仕する武装した人間の特殊な部隊との本格的な戦闘に直面した政党は、戦術上、組織上の論争のみならず、真剣な綱領闘争を闘わざるをえなかつたのであります。そして、戦争は政治の連続である

以上、どのような政治の継続として闘われるべき革命戦争なのかと  
して、当初は我々は共産主義革命を目的としたブルジョアジーに対  
するプロレタリアートの階級戦争という観点から、赤軍派の人類解  
放戦争の主張の批判、日本共産党革命左派の人民戦争の主張の批判  
を行っていったのであります。ここには大きな革命運動の転換点があ  
ったのであり、この転換点を革命的にくぐり抜けてきたからこそ、  
我々の今日があるのだといつても過言ではないと私は考えておりま  
す。

もちろん、我々と二派の諸君との党派闘争に示されるように、当  
時の革命的左翼の武装闘争、革命戦争は、特に二派の諸君に象徴さ  
れる急進民主主義の弱点をも持っていたことは明らかであり、この  
弱点は連合赤軍の党的敗北として表現された。しかし、我々はこの  
急進民主主義の弱点を清算的に総括して、実際は純粋民主主義の地  
平へ後退しようとするすべての潮流に断固として反対して連赤以降  
の党派闘争を闘ってきたのであります。すなわち、我々が党建設の  
第二段階に足を踏み入れる中において、我々は連合赤軍の党的敗北  
に直面したが、以降のなだれうつ清算主義、解党主義の潮流の発生  
に対して、我々は連合赤軍の統率戦の切り開いた地平を断固として  
評価し、また肅清を生みだした連合赤軍の「共産主義化」論に対し  
ては、中央集権主義の組織思想にもとずいた党組織の建設をすすめ  
プロレタリアートがブルジョアジーを打倒することによって遂行す  
べき共産主義革命の内実を具体的に明らかにしていくことによつて  
克服していくことを主張して闘ってきた。私は断固として革命戦争  
の旗を守り、非合法組織を堅持して闘い抜いてきたのであります。  
我々は「赤報」四号において、マルクス第一インター一般規約前文  
及び第七条を綱領の原則的部分として援用し「労働用具すなわち

の我々と赤軍派との分派闘争、党派闘争の総括の上に立つて、職業  
革命家の組織を中心とする、革命的マルクス、レーニン主義の党組  
織綱を日本階級闘争の現状に即して復権しようとしたものだったの  
でありました。我々はこの党建設の路線を、いわゆる党建設の第二段  
階において、更に深化させ、中央集権主義の組織思想にもとづき、  
指導の中央集権化と党に対する責任の地方分散化の原則を実現し、  
秘密の機能を集中し、運動のその他の機能を専門化する党組織の建  
設を次第に押し進めてきたのであります。また、我々は全国的政治  
新聞の意義をしつかりと評価し、主に革命戦争派の思想的統合の事  
業を押し進めるといふ観点から「赤報」二〇号にまでいたる新聞を  
発行してきた。我々は綱領、戦術、組織のすべての分野で革命的マ  
ルクス、レーニン主義を復権する努力を果し、政治警察との闘争を  
続けながら、一九七一年以来五年間、非合法組織を堅持して闘って  
きた唯一の政党であります。我々は日本共産党官本一派、革マル派  
との党派闘争をも断固として組織してきたし、連合赤軍の党的敗北  
以降の赤軍派の諸君の四分五裂、清算主義合法主義への回帰、日本  
共産党革命左派の諸君の中から生まれた「反覇権通信」派に見られ  
る社会排外主義への転化に対して一貫して闘争し、革命的マルクス、  
レーニン主義の旗を守り、プロレタリアートの階級の利益を代表す  
るために努力してきたと自負しております。我々は、このような我  
々の今日までの党建設の地平を正しく継承して、今後の党建設を進  
めていかななくてはならないと私は考えています。

更に四今回の弾圧を許した我々の弱点は何だったのかという問題  
に關して言うならば、これについては、今回の政治警察の手の解  
明から始めて、全党の整然とした総括討論の組織化を我々は準備し  
ております。直接には秘密活動における欠陥があり、それは何より

生活源泉の独占者への働く人の経済的隷従が、あらゆる形の隷属、  
あらゆる社会的悲惨、精神的退化、政治的隷属の根底にあること、  
それゆえに、労働者階級の経済的解放が本目的であつて、あらゆる  
政治運動は手段としてこの目的に従属すべきものであること」(国  
民文庫版「ゴータ綱領批判、エルフト綱領批判」二五P)「土地の  
貴族と資本の貴族はつねにその政治的特権を、彼らの経済的独占を  
擁護し永続させ労働を隷属させるために利用している。政治権  
力の獲得はプロレタリアートの偉大な義務となつてゐる。」(同二  
八P)という見地の下、労働者階級の経済的解放を大目的とし、プ  
ロレタリア独裁権力の樹立を義務とするという、階級闘争に対する  
マルクス主義の原則の上に立つて、革命戦争を闘うことを主張して  
きた。そしてまた、我々は革命的マルクス、レーニン主義を復権し、  
定着させていくという観点から、革命戦争派の思想的統合の事業を  
押し進めてきたのであります。この党建設の地平をしつかりと継承  
して我々は今後の党建設の地平にのぞんでいかななくてはならないと  
私は考えているのであります。

更に、組織問題について言うならば、我々は党建設の第一段階に  
おいて、十二・一八ブンドにおける党組織の欠陥の総括の上に立つ  
て、政治局軍事委員会、RGII政治軍隊を中核とする党建設を開  
始したのであります。この党建設の路線は、赤軍派の諸君に象徴さ  
れる「ゲリラから党」の路線に反対して、十二・一八ブンドが主張  
してきた「党の武装」の観点を継承しつつ十二・一八ブンドがいま  
だ克服していなかった基本組織「経営細胞」という組織綱をスター  
リン主義の党組織として克服しようとするものであつた。すなわ  
ち、コミンテルン五回大会「ボルシェヴィキ化テーゼ」に示される  
基本組織「経営細胞論」の批判の上に立ち、同時に、七・六事件以来

も、会議を軸にした党の運営の欠陥であり、文書連絡を中心にした  
党活動への移行の立ち遅れの問題であります。しかし、このことは  
決して技術上の問題にとどまる問題ではなく、このような移行を実  
現するためには、全党の思想的水準をもう一段引き上げることが必  
要であり、組織的には指導の中央集権化と党に対する責任の地方分  
散化の原則が、真に実現されないかぎりにおいては、文書連絡を中  
心にした党活動への移行は困難であつたという問題、またこの党活  
動の転換は、秘密の機能の集中と運動のその他の機能の専門化をも  
更に教歩押し進めることを要求したといふところに本質的な問題が  
あつたのであります。そして、このことは全国的政治新聞の発行の  
意義を新たに問うものとなつていたのであります。その他種々の問  
題がありますが、この法廷の場で私の見解を表明することは避け  
たいと考えます。我々は、真剣な総括討論を組織することによつて、  
我々の欠陥をしつかりとつかみだし断固として克服していくであ  
らうといふことだけを誇りをもつて明らかにしておきたいと考えます。  
我々の党建設の新たな段階を、我々がどのように切り開いていく  
のかという問題は、総括作業と不可分の問題であります。しかし、  
以上述べてきたこととの関連で、全国的政治新聞の計画といふこと  
に關して、ややくわしく述べておくならば、今日全国的政治新聞の  
計画の意義は重大であり、我々の党建設の新たな段階は、この計画  
の達成によつて大きく、切り開かれていくであろうことを私は確信  
しております。全国的政治新聞の計画は全面的な政治暴露の組織化  
によつてプロレタリアートの階級の政治的意識を高め、プロレタリ  
アートを支配階級に鍛え上げていくところの共産主義的政治活動を  
我々の党が実現していくという意味において、重大な意義を持つて  
おり、また黨員のひとりひとり、活動参加者のひとりひとり、党に

所屬し、あるいは同調しているグループのひとつが、中央機関紙と中央委員会にむかつて意見を述べ、規則的な習慣をつくりあげていくことによつて、指導の中央集権化と党に対する責任の地方分放化の原則を我々の党がこれまでよりも更に革命的に実現し、党内公開制を広範に適用することを習得していくという意味においても重要であります。更にまた、秘密機能を集中し、運動のその他の機能を専門化するためにも、確固たる理論的基礎に立つた共産主義的機関紙を駆使することが必要なのであります。

「だから、わが党組織の活動の基本的な内容、この活動の焦点をなすものは、もつとも強力な爆発の時期にも、もつとも完全な沈黙の時期にも同様に行うことができるし、また行う必要があるような活動でなければならぬ。すなわち、全ロシアにわたつて統合された生活のいつさいの側面を解明するもつとも広範な大衆を対象とした政治的煽動の活動がそれである。ところで、こんにちのロシアでは、このような活動はきわめて頻繁に発行される全国新聞なしには考えられない。」（『何をなすべきか』レーニン全集五巻五二七―五二八P）

かつて、ロシアにおいて、レーニンはこのようにのべております。我々は、今日の日本の階級闘争の具体的状態をふまえて、ここに示されるレーニンの思想を継承し、全国的政治新聞の計画を、我々の独自の観点から実行に移し、必ずや党建設の大きな飛躍をかちとり、プロレタリアートとのより強固な結びつきをつくり出していくであります。

すでに今日、我々への今回の政治警察の弾圧に対しては、先進的プロレタリアートの大きな憤激が形成されております。逮捕された多くの同志の完黙闘争、「RG救対ニュース」一号、二号の発行に

表現される救対活動の断固とした展開などに対して、多くの人々の支持が寄せられ、これまでに、つながりのなかつたさまざまな人々団体との結合をも我々は勝ちとつております。そして、我々は依然として非合法組織を堅持し、政治警察との闘争を継続しているのであります。政治警察の弾圧は、一時的には我々に大きな打撃を与えたが、長期的には、我々により大きな党的前進を保障するところの条件を作つたにすぎないと我々は確信しております。我々は必ず、新たな、より強固な非合法組織の再建をかちとり、日本階級闘争における真の前衛党として、また国際非合法党として自らをかたちづくつていくであろう。その条件を我々はしっかりと握りしめているのだということをはつきりと述べておきたいと考えます。

以上をもつて、私の意見陳述を終えたいと考えます。我々共産主義者同盟（RG）は全く不滅であります。獄中―獄外の同志の一体となつた党活動はすでに再開されております。今日、国内―国内の階級闘争は新たな激動期に入ろうとしております。我々はこの激動の只中において我々の党建設の真価を示していくであります。――「闘いはこれからである」ということを、我々はブルジョアジーにはつきりと宣言しておきたい。ブルジョアジーの墓掘人としてのプロレタリアートの偉大な力はまさにこれから發揮されようとしてるのであります。我々は自らをしつかりと再組織し、この激動の時代を党として闘いぬいていくであります。すべての同志とともに、党建設の新たな前進をかちとつていくべき、この意義のある事業に、私自身もまた献身していくであろうことを最後に述べて、私の意見陳述を終ります。

（二月一七日）



連絡先

横浜市西区高島町二一四一二

横浜中央郵便局 私書箱 一七号

木せい社

カンバの送り先 第一勧業銀行虎ノ門支店

口座番号 〇四六一二六二六二〇

(堀江幹男)

カンバ 四〇〇円